

○川辺町ふるさと体験農園等の設置及び管理に関する条例

平成12年6月27日

条例第21号

(設置)

第1条 農地の有効な利用を図り、農業者以外の者が野菜や花等を栽培することを通じて自由に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、ふるさと体験農園(以下「体験農園」という。)及び多目的広場を設置する。

(施設の名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川辺町ふるさと体験農園	加茂郡川辺町鹿塩字栃洞578番地の1
多目的広場	加茂郡川辺町鹿塩字流22番地の1

(利用等の許可)

第3条 体験農園を利用しようとする者及び多目的広場を使用しようとする者は、あらかじめ別に定める申請書(様式第1号)により町長の許可を受けなければならない。

2 前項による許可は許可証(様式第2号)によるものとし、入場者はこれを携帯しなければならない。

3 第1項の許可は、第三者に転貸又は譲渡してはならない。

(利用料等)

第4条 前条に規定する体験農園の利用許可を受けた者は、別表第1に定める利用料等を町に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、別表第2に定める割合により利用料等を減免することができる。

2 前項に規定する利用料等を前納とする。

3 多目的広場の使用については、無料とする。

(体験農園の貸付期間)

第5条 体験農園の貸付期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず貸付期間を短縮又は変更することができる。

(利用等の制限)

第6条 体験農園及び多目的広場を利用等しようとする者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用等を許可しないこと、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 施設又は施設に付属する設備を損傷し、又は滅失するおそれのある者
- (2) 体験農園内及びその周辺の動植物に危害若しくは影響を及ぼすおそれのある者
- (3) 騒音又は奇声等、他の利用者及び周辺に迷惑を及ぼす者
- (4) ごみ、その他廃棄物を捨てること。
- (5) 他の者の樹木を伐採し、又は作物を採取すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められる者

第7条 体験農園及び多目的広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画を撮影する行為
- (3) 競技会、展示会その他これらに類する行為
- (4) はり紙、はり札又は公告等を表示すること。

(秩序の維持)

第8条 町長は、次の各号に該当する者に対しては、利用等を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある者又は動物を携行する者
- (3) 第6条各号に掲げる行為をし、又はするおそれのある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、入場者に必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第9条 体験農園又は多目的広場その他の付属施設を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事故等の免責)

第10条 天災又は盗難その他町長の責めに帰さない理由による損害については、町長はその責めを負わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月17日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1(第4条関係)

体験農園利用料

4月1日から翌年3月31日までの 1区画	5,000円 ただし、貸付期間の短縮又は変更があった場合は日割り計算により算出した金額とし、10円未満の端数は切り捨てる。
-------------------------	--

別表第2(第4条関係)

体験農園利用料減免率

対象者	減免率
1 町内の小・中学生が学校教育の一環として利用する場合	100%
2 町内の女性の会、福寿会、子ども会等がその団体の目的のために利用する場合	50%
3 その他町長が減免を必要と認めた場合	30%